

会 議 録

会 議 の 名 称	平成30年度 第2回 小金井市交通安全推進協議会
事 務 局	都市整備部 交通対策課
開 催 日 時	平成31年3月27日(水) 午前10時～正午
開 催 場 所	小金井市前原暫定集会施設2階 B会議室
出 席 者	別紙のとおり
傍 聴 の 可 否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍 聴 者 数	0人
傍 聴 不 可 等 の 理 由 等	該当なし
会 議 次 第	<p>1 会長挨拶</p> <p>2 小金井市内の交通情勢について</p> <p>3 議 題</p> <p>(1) 2019年春の小金井市交通安全運動推進要領(案)について</p> <p>(2) 交通安全運動期間中の広報活動等について</p> <p>(3) 小金井市交通安全計画の進捗状況について</p> <p>(4) その他</p>
会 議 結 果	別紙のとおり
発 言 内 容 ・ 発 言 者 名	別紙のとおり
提 出 資 料	<p>資料1 2019年春の全国交通安全運動広報文(案)</p> <p>資料2 小金井市交通安全計画内における交通事故等資料一覧</p> <p>資料3 平成30年度における交通安全教室の実施状況について</p> <p>資料4 東京都市町村民交通災害共済(ちょこっと共済)リーフレット</p> <p>資料5 東京都小金井市交通安全推進協議会設置条例</p> <p>資料6 小金井市交通安全推進協議会委員名簿</p>

平成30年度第2回小金井市交通安全推進協議会会議録

1 日 時 平成31年3月27日（水）午前10時～正午

2 場 所 小金井市前原暫定集会施設2階 B会議室

3 内 容

1 会長挨拶

2 小金井市内の交通情勢について

3 議 題

(1) 2019年春の小金井市交通安全運動推進要領（案）について

(2) 交通安全運動期間中の広報活動等について

(3) 小金井市交通安全計画の進捗状況について

(4) その他

4 出席者

【委 員】（敬称略）

渡辺 大三、今枝 正一、染谷 利三、浅野 智彦、延 毅彦、塩原 真一、
白鳥靖、村林 竹治、鈴木 和明、小山 定男、星野 知子、土屋 和子、
信山 重広、渡辺 悟、波多野 典子、村手 隆夫、上原 貴

【小金井市】

堀池 浩二（都市整備部交通対策課長）、府川 真之（都市整備部交通対策課
交通対策係長）、佐藤 翔（都市整備部交通対策課交通対策係主任）

【傍聴者】

なし

5 主な発言要旨等

【事務局】開会、資格審査、配布資料の確認

【会 長】挨拶

【事務局】

これをもちまして会長と交代する。それでは土屋会長、議事の進行をお願いしたい。

【会 長】

定めに従いまして議長を務めさせていただくので、よろしく願いした

い。

「小金井市内の交通情勢について」を、警視庁小金井警察署桂川交通課長様から説明をお願いしたい。

【小金井警察署交通課長】

小金井市内の交通情勢について説明

【会 長】

ただ今の説明について何かご意見・ご質問はあるか。

【浅野委員】

3点ほど質問がある。

基本的なことであるが、小金井警察署管内とは、市域と一致しているのか。また、先ほど人身事故件数の話があったが、小金井市では何件発生しているのか。

【小金井警察署交通課長】

小金井警察署管内とは、小金井市と国分寺市の市域のことである。小金井市では、2月末時点で13件人身事故が発生している。昨年比マイナス7件となっている。

【浅野委員】

2点目、13件のうち児童生徒が関与しているものはどれくらいあるのか。

【小金井警察署交通課長】

子どもの関与率ということでは、7.7%となっている。

【浅野委員】

3点目、13件と件数は少ないが、多発地点のような箇所はあるのか。

【小金井警察署交通課長】

多発地点というのは特にはなく、広域に分布している。

【会 長】

他に何かあるか。なければ、議題(1) 2019年春の小金井市交通安全運動推進要領（案）について、事務局から説明をお願いしたい。

【事務局】

委員の皆さんにおかれては、春・秋の全国交通安全運動に先駆けて、年2回のこうした会議へのご出席をお願いしているところである。その中で、交通安全運動をどのように進めて行くかということで、小金井市の推進要領をご審議いただいている。平成31年2月1日付、中央交通安全対策会議交通対策本部にて決定された「2019年春の全国交通安全運動推進要

綱」に基づき、東京都では、都民総ぐるみの運動として推進することとし、首都交通対策協議会安全部会幹事会にて、東京都における推進要領が決定された。本市においては、東京都の推進要領を基本として、私ども事務局で作成したものを小金井市版の推進要領として、本日ご提案させていただくものである。

それでは、お手元の「2019年春の小金井市交通安全運動の推進要領案」をご用意いただきたい。

平成30年内の都内における交通人身事故発生状況は、平成29年と比較すると発生件数・負傷者数ともに減少し、死者は143人と、戦後最小を記録したところである。小金井市内の状況をみると、発生件数・負傷者数ともに減少し、死者は二年連続で0人であった。しかしながら、市内では自転車に関与する事故の割合が高い傾向にあり、自転車安全利用の推進等、各種交通安全に係る啓発の推進や、良好な道路交通環境の整備等の諸施策を、引き続き展開していく必要がある。

2ページをご覧いただきたい。まず目的である。記載のとおりであるが、交通事故を防止するには、やはり市民一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルールの遵守と正しいマナーを実践することが特に肝要であることから、目的としている。

メインスローガンは、平成31年中の都内における交通事故防止対策スローガン「世界の交通安全都市TOKYOを目指して」としている。

次に期間である。本年は統一地方選挙の影響により、例年より概ね1ヶ月遅れの5月11日（土）から20日（月）までの10日間で実施する。期間最終日の5月20日（日）は、「交通事故死ゼロを目指す日」と定められている。主催機関としては、小金井市、本協議会、警視庁小金井警察署、小金井警察署管内交通安全協会、関係機関及び団体ということで、皆さんで力を合わせてこの運動を実施してまいりたいと考えている。

続いて、運動の重点である。この重点は、東京都の首都交通対策協議会で運動の重点として定められている項目となっており、本市も沿った形で定めている。

- 1 子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 2 自転車の安全利用の推進
- 3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 飲酒運転の根絶

5 二輪車の交通事故防止※都独自

以上、5項目である。

3 ページ以降は、先程説明した、6つの運動の重点における具体的な推進要領ということで、それぞれ「家庭・地域で行うこと」、「運転者としてハンドルを握る際のポイント」、「職場や学校等で行うこと」を項目ごとに記載している。昨年の推進要領との主な相違点としては、各項目ごとに東京都で定めた各種交通安全スローガンを掲げ、訴求点をシンプルに表現するよう努めた。また、高齢者の交通事故防止の観点で運転免許証の自主返納を促す項目を充実して記載した。

7 ページ目「2 主催機関の推進事項」については各推進事項を記述しているのでご一読いただきたい。委員の皆様においては、ぜひそれぞれの立場で、積極的に本要領の内容につきまして周知啓発に取り組んでいただくようお願い申し上げます。以上、2019年春の小金井市交通安全運動推進要領案をご提案申し上げます。

【会 長】

ただ今の説明について何かご意見・ご質問はあるか。

・・・・・・・・異義なし・・・・・・・・

【会 長】

異義がないので、「2019年春の小金井市交通安全運動推進要領」は、原案どおり決定する。カッコ書きの（案）を消していただくようお願いする。

続いて議題(2)交通安全運動期間中の広報活動等について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

運動期間中の広報活動について説明する。4つの方法により実施したいと考えている。

1 車両による広報活動

通勤・通学の時間帯にあたる午前8時から9時頃までの約1時間及び午後適宜実施予定としている。平日、市職員が交代で行う。場所は、武蔵小金井駅、東小金井駅及び新小金井駅の駅前広場を重点的に広報する。

なお、広報テープの録音は、毎回市内の中学生にご協力をいただいております。これは東京都からも高く評価をされているところであるが、今回は市立東中学校の生徒さんに協力をいただく予定となっている。広報文案は配布資料1のとおりで、先ほどご審議いただいた推進要領にも用い

た各種交通安全スローガンを用い、訴求点をより分かりやすいものとなるよう工夫している。

2 交通安全運動のポスター掲示

市庁舎をはじめ、市内の教育機関、金融機関、ガソリンスタンド等、約70の事業所に合計100枚程度の啓発ポスター及び推進要領を配布し、市民への周知活動にご協力をいただく予定としている。また、小金井市コミュニティバス「COCOバス」車内にもポスターを掲示する予定である。

3 のぼり旗の設置

「交通安全運動実施中」をお知らせする黄色いのぼり旗を運動期間中、市役所本庁舎・第二庁舎前、市内鉄道駅周辺を中心に設置する。

これにより、ドライバー、歩行者、自転車利用者等全ての市民に交通安全運動が実施されていることを周知したいと考えている。

4 市報・ホームページによる広報

市報「こがねい」5月1日号及び市ホームページを活用して、広報していく。

【会 長】

ただ今の説明について何かご意見・ご質問はあるか。

【渡辺（大）委員】

軽自動車税の納税通知書関係の封筒等には、交通安全関係の情報を同封したり、封筒に印字したりしているか。軽自動車の納税者は自動車の運転者であり、何か工夫できないか。

【事務局】

貴重なご意見感謝する。参考にさせていただき、関係部署と調整したい。

【会 長】

続いて、議題(3)小金井市交通安全計画の進捗状況等について事務局から報告をお願いします。

【事務局】

それでは、小金井市交通安全計画の進捗状況及び他2点について報告する。

まず、資料2 小金井市交通安全計画内における交通事故等資料一覧をご覧いただきたい。

この表については「小金井市交通安全計画」に記載されている表を用いて平成30年中の各種数値を反映させたものである。

平成30年中の交通事故状況及び動向等についてご報告させていただきます。

表5 東京都内の交通事故発生件数等について

平成30年の交通事故発生件数は32,590件となっており、前年と比べ173件の減となった。また、死亡者数は143人と、都内の交通事故死者数は戦後最小を記録したところである。

表6 小金井市内の交通事故発生件数等について

交通事故発生件数は185件、負傷者数は206件となり、件数・負傷者数ともに減少している。なお、死亡者数は前年に引き続き0人であった。

表7 小金井市内の高齢者（65歳以上）、子ども（中学生以下）、二輪車、自転車の死傷者数と全死傷者数に対する割合について

各数値をみると、自転車の死傷者数の割合が高い傾向が分かる。また、子どもの死傷者数が前年より増加している。高齢者の死傷者数は減少しているが、全体に占める割合は18.4%と、自転車に次いで2番目に高い割合となっている。先ほどご審議いただいた、推進要領にも記載しているが、子ども・高齢者・自転車に関する交通安全ルール・マナーの周知啓発が今後も必要であると考えられる。

表8 小金井市内の交通事故年齢別死傷者数について

平成30年内の全体の死傷者数は206人と昨年より減少した。しかしながら、子ども及び19歳未満の死傷者数が増加している。

表10 小金井市内の地域別交通事故発生件数について

地域別の傾向を見ますと、前原町、本町、貫井南町、緑町における件数が多いことがわかる。

表11 小金井市内の自転車関与事故件数について

小金井市内の自転車が関与する交通事故件数は99件と、全体に対する割合は53.5%を占めており、依然として自転車関与事故が多いことが確認できる。

表12 小金井市内の自転車乗車中交通事故年齢別死傷者数について

平成30年内の自転車乗車中の交通事故年齢別死傷者数をみると、中学卒から64歳までの年代が多い傾向にあるため、引き続き、自転車の利用者に対する交通安全意識の高揚を高めていく必要があると認識している。

表13 小金井市内の子ども（中学生以下）の交通事故状況別死傷者数について

平成30年内の子どもの交通事故状況別死傷者数の内訳は歩行中10名、自転車運転中9名であった。

表15 市内高齢者（65歳以上）交通事故状況別死傷者数について

平成30年内の高齢者の交通事故状況別死傷者数の内訳を見ますと自転車乗車中が22名と最多となっている。

以上ご報告とさせていただきます。

続いて、平成30年度における交通安全教室の実施状況について報告させていただきます。資料3をご覧ください。今年度においては、市立小金井第二中学校及び南中学校で実施した。今年度の新たな取り組みとして、本協議会委員及び市議会議員の皆様にご案内を送付させていただき、参加していただいた。なお、次年度においては、市立東中学校及び緑中学校において10月に実施する予定となっている。あわせて本件については、次年度教育委員会の校長会にて報告及び次年度の実施について協力依頼をする予定となっている。

最後に、東京都市町村民交通災害共済（通称ちょこっと共済）のご案内をさせていただきます。この共済は、都内全市町村が共同で実施している助け合いの制度である。手ごろな掛け金となっているので、各委員においても周囲の方へ本共済の周知をしていただければと考える。なお小金井市では、小・中学生及び小金井市消防団員の方は、公費でBコースに加入している。

【会 長】

ただ今の説明について何かご意見・ご質問はあるか。

・・・・・・・・意見等なし・・・・・・・・

【会 長】

無いようであれば議題(4)その他について、委員の皆様より何かあるか。

・・・・・・・・意見等なし・・・・・・・・

【会 長】

無ければ、これで平成31年度第2回小金井市交通安全推進協議会を終了させていただきます。

2019年

春の小金井市交通安全運動

5月11日(土)～20日(月)

推進要領(案)

～世界一の交通安全都市 TOKYO を目指して～

交通ルールを正しく守りましょう！
交通マナーを実践しましょう！

5月20日(月)は 交通事故死

ゼロを目指す日です。

小金井市
交通安全推進協議会

第1 目 的

交通安全運動をきっかけに、市民一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践するほか、地域における道路交通環境の改善に向けた取組に参加するなど、みんなの力で悲惨な交通事故を防止していくことを目的としています。

第2 スローガン

世界一の交通安全都市 T O K Y O を目指して

第3 期 間

- 1 2019年5月11日(土)から20日(月)までの10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 5月20日(月)

第4 主催機関

小金井市
小金井市交通安全推進協議会
警視庁小金井警察署
小金井警察署管内交通安全協会
関係機関及び団体

第5 運動の重点

- 1 子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 2 自転車の安全利用の推進
- 3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 飲酒運転の根絶
- 5 二輪車の交通事故防止

第6 具体的な推進要領

1 運動の重点に対する推進要領

(1) 子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

【子ども】～知ってるよ いつもの道でも みぎ ひだり～

平成30年中、都内での子ども（中学生以下）の交通事故死者数は5名でした。

家庭・地域 では	<ul style="list-style-type: none"> ○基本的な交通ルールやマナーを守ることについて、保護者の皆様からお子様に対して繰り返しの注意喚起を行いましょ。 ○保護者や周囲の大人が交通ルールを守り、子どものお手本としましょ。
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの事故は下校時や下校後の時間帯、自転車乗車中に多く発生しています。これらを踏まえて思いやりのある運転をしましょ。 ○特に住宅街や裏通りの交差点では、子どもの飛び出しに注意しましょ。
職場・学校 等では	<ul style="list-style-type: none"> ○職場では通学路を含めた子どもが多く通る場所を確認し、注意して通行しましょ。 ○学校では、日頃から交通安全について指導しましょ。

【高齢者】～免許証を 返す勇気が ふせぐ事故～

平成30年中、都内での高齢者（65歳以上）の交通事故死者数は60名で、全死者数の約42%を占めており、年齢層別では最多となっています。

家庭・地域 では	<ul style="list-style-type: none"> ○信号を守る、横断歩道を必ず渡るなどの基本的な交通ルールを守りましょ。 ○「反射材」の有効性について話し合い、外出時には反射材を身に付けるよう声を掛いましょ。 ○高齢者の運転について、家族で話し合いましょ。
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者を見かけたら、徐行するなど「思いやりのある運転」を心掛けましょ。 ○運転に自信がなくなったり、家族から運転が心配と言われたら、運転免許証の自主返納を考えましょ。高齢者の方が運転免許を自主返納し、運転経歴証明書を取得・提示することにより、高齢者運転免許自主返納サポート協議会の加盟企業・団体や東京都の文化施設・美術館等で様々な特典を受けることができます。 ○道路交通法の規定により、運転免許証の更新期間満了日の年齢が70歳以上の方は高齢者講習、75歳以上の方は認知機能検査と高齢者講習を受講しないと運転免許証の更新はできません。 予約がとりにくい場合がありますので、講習のお知らせが届いたら、速やかに都内の教習所等を予約し受講しましょ。 ○セーフティ・サポートカー（いわゆる「サポカー/サポカーS」）の愛称がついた、安全運転を支援するシステムを搭載した車両の利用を考えましょ。
職場・学校 等では	<ul style="list-style-type: none"> ○広報誌（紙）等あらゆる媒体を活用して、高齢者を交通事故から守るための広報啓発活動を進めましょ。

(2) 自転車の安全利用の推進

～自転車も ルールとマナーで 事故防止～

平成30年中、都内での自転車乗車中の交通事故死者数は25名でした。また、平成30年中に小金井市内で発生した自転車関与事故は99件、交通人身事故に占める自転車関与率は53.5%でした。

<p>家庭・地域 では</p>	<p>○自転車安全利用五則を実践して、交通ルールを遵守しましょう。 ○子どもを自転車に乗車させる時は、乗車用ヘルメットを着用させましょう。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>自転車安全利用五則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外 2 車道は左側を通行 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 4 安全ルールを守る <ul style="list-style-type: none"> ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止 ・夜間はライトを点灯 ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認 5 子どもはヘルメットを着用 </div>
<p>運転者は</p>	<p>○自転車も車両です。信号や一時停止等の標識を必ず守りましょう。 ○販売店等で定期的に点検整備を受けるとともに、万が一の事態に備え損害賠償保険等に参加しましょう。 ○夕暮れ時には、早めにライトを点け、自転車が近づいて来ていることを、他の車両や歩行者などに知らせましょう。 ○二人乗り、並進、傘差し、スマートフォン等使用、イヤホン使用等の危険な運転は絶対に止めましょう。</p>
<p>職場・学校 等では</p>	<p>○自転車通勤する従業員がいる場合は、従業員が自転車を安全に利用できるよう、周知するよう努めましょう。 ○業務に自転車を使用する事業者は、従業員への研修、点検整備、保険加入しましょう。</p>

自転車も交通事故を起こせば刑事上、民事上の責任が問われます。

自転車側の高額賠償例

- 歩道のない下り坂を走行、正面から歩いてきた歩行者と衝突。歩行者は意識不明。
(神戸地裁平成25年7月4日判決 約9,500万円)
- 夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行、歩行者に追突。歩行者は重度の後遺障害
(横浜地裁平成17年11月25日判決 約5,000万円)

※ 自転車についても、損害賠償保険等に参加しましょう。

(3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

～締めようよ 命のベルト 全席で～

警察庁等が実施したシートベルトの着用状況全国調査によると、運転席及び助手席の着用率はともに90%台後半ですが、後部座席同乗者の着用率は一般道で38.0%、高速道路等で74.2%と運転席及び助手席に比べ低い状況となっています。

また、シートベルト非着用時の致死率は、着用時の場合の約15.3倍高くなっています。自動車乗車時は、後部座席も含め全ての座席でシートベルトを着用しましょう。

家庭・地域 では	○シートベルトとチャイルドシートの重要性を理解し、車に乗ったら必ず正しく着用するようにしましょう。
運転者は	○自分自身だけではなく、同乗者の大切な命を守るものです。前席も後席もシートベルトとチャイルドシートを着用させましょう。 ○全ての同乗者が正しく使用していることを確認してから運転しましょう。 ○6歳未満の子どもはチャイルドシートの着用が義務づけられています。
職場・学校 等では	○事業所等の管理者は、日常点検等を通じて従業員に対し、全ての座席についてシートベルトの着用を指導・確認をしましょう。

(4) 飲酒運転の根絶

～許しません 飲んで乗る人 飲まず人～

平成30年中、都内で飲酒事故は177件発生しており、依然として重大事故の原因となる飲酒運転が後を絶ちません。

家庭・地域 では	○アルコールの運転への影響や飲酒運転の罪の重さを再確認し、飲酒運転は絶対にやめましょう。 ○車を運転することを知りながら酒を勧めたり、飲酒している人に車を貸したり、飲酒運転の車に同乗することも犯罪です。
運転者は	○前日のアルコールが残っている場合があります。運転する前日は深酒を控えましょう。 ○「飲んだら乗らない・乗るなら飲まない」を厳守しましょう。 ○自転車も飲酒運転は厳禁です。
職場・学校 等では	○運行前には、運転者の体調を確認し、飲酒運転させないよう管理を徹底しましょう。 ○警察署と連携した講習会の開催など、飲酒運転が悪質な犯罪であることを指導しましょう。 ○自動車運送事業者は点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組を実施しましょう。 ○飲食店等は、運転者への酒類提供禁止を徹底し、ハンドルキーパー運動を促進しましょう。

(5) 二輪車の交通事故防止

～ちょっと待て 無理なすり抜け 事故のもと～

平成30年中、都内の二輪車（原動機付自転車を含む）乗車中の交通事故死者数は44人、全交通事故死者数に占める割合は約30%となっています。また、平成29年中の交通事故死者数は41人・25%となっており、全国平均の17.1%に比べて高い割合を占めています。

家庭・地域 では	<ul style="list-style-type: none">○二輪車で無謀運転、危険・迷惑行為をしないよう呼びかけましょう。○二輪車事故の占める割合が高いことなどについて注意喚起しましょう。○交通事故の責任や命の大切さについて話し合しましょう。
運転者は	<ul style="list-style-type: none">○カーブの手前では十分に速度を落とすなど、自己の運転技量を過信することなく、事故防止に努めましょう。○ヘルメットを正しく被り、プロテクターで体を守りましょう。○車の運転手も二輪車の特性を理解して運転しましょう。
職場・学校 等では	<ul style="list-style-type: none">○警察署と連携した、二輪車教室を開催するなど、二輪車の特性を踏まえた安全運転を指導しましょう。

2 主催機関の推進事項

主 催 機 関	推 進 事 項
小金井市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画策定と実施に伴う会議の開催及び関係機関・団体との連絡調整 ○ 市報、ホームページ、広報車等の広報媒体を活用した積極的な広報活動の展開、市内鉄道駅周辺等に「交通安全運動実施中」ののぼり旗を設置する等、地域実態に応じた交通安全普及啓発活動
警視庁小金井警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報啓発活動及び交通安全教育の推進 ○ 交通街頭活動及び交通違反者の指導取締りの徹底 ○ 関係機関・団体との連携の強化
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通事故多発路線等における安全対策の推進 ○ 道路パトロール等を通じた交通安全施設の点検及び道路交通環境の整備 ○ 各種交通安全活動の推進と関連行事への積極的な参加
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主的な交通安全活動と各種行事への積極的な参加 ○ 職員への周知徹底と飲酒運転根絶、自転車安全利用等の広報・啓発活動の推進
小金井警察署管内交通安全協会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種行事の開催による交通安全活動の推進 ○ 会員・関係団体との連携による街頭指導活動の推進 ○ 各種広報媒体を活用した積極的な広報活動
小金井市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校への運動の周知徹底と授業等での交通安全に対する意識付け ○ 各教育機関、PTA等への協力要請と緊密な連携による交通安全教育の推進及び街頭指導活動等の強化 ○ 各種広報媒体を活用した保護者への広報・啓発活動の推進 ○ 自転車の安全利用に関する普及啓発活動

2019年春の全国交通安全運動広報文（案）

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。

5月11日から20日までの10日間、春の全国交通安全運動が行われています。

交通事故の多くは、交通ルール、マナーを守らなかったために起きています。交通ルールを守り、交通安全の輪を街いっばいに広げて、交通事故をなくしましょう。

「世界一の交通安全都市TOKYOを目指して」

市民の皆さん

飲酒運転による悲惨な交通事故が後を絶ちません。少しでもお酒を飲んだら絶対に運転をしないでください。

「許しません 飲んで乗る人 飲ます人」

二輪ライダーの皆さん

二輪車による交通事故が増えています。スピードの出しすぎや、無理な追い越しは大変危険です。

「ちょっと待て 無理なすり抜け 事故のもと」

ドライバーの皆さん

子どもや高齢者の歩行中の事故が増えています。子供や高齢者の動きに注意し、徐行や十分な間隔を保持し、思いやりのある運転をしましょう。

「やさしさが 走るこの街 この道路」

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。

ただ今、春の全国交通安全運動が行われています。

よい子の皆さん

車は急に止まれません。道路に飛び出すのは絶対にやめましょう。

「知ってるよ いつもの道でも みぎ ひだり」

自転車でご通行中の皆さん

自転車の交通事故が増えています。

二人乗り、傘差し、ながらスマホなどの危険な運転は絶対にやめましょう。

自転車は車道が原則、歩道は例外。車道を走る時は左側を通行しましょう。

歩道は歩行者が優先です。ベルを鳴らす前に、降りてください。

「自転車も ルールとマナーで 事故防止」

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。

ただ今、春の全国交通安全運動が行われています。

高齢者の皆さん

お年寄りの交通事故が増えています。自分の運転を再確認して、少しでも不安があったら、運転免許の自主返納を考えましょう。

ご家庭でも、自主返納について話し合しましょう。

「免許証を 返す勇気が ふせぐ事故」

ドライバーの皆さん

シートベルトを締めていますか。助手席はもちろん、後部座席もシートベルトを締めてください。

「締めようよ 命のベルト 全席で」

資料2

表5 東京都内の交通事故発生件数等(P4)

区分	件数	死亡	負傷	人口10万人当たりの死傷者数	
				死者数(人)	負傷者数(人)
年	(件)	(人)	(人)		
H26年	37,184	172	43,212	1.28	322.7
H27年	34,274	161	39,931	1.20	297.7
H28年	32,412	159	37,828	1.17	277.2
H29年	32,763	164	37,994	1.19	276.2
H30年	32,590	143	37,443	1.03	270.2

表6 小金井市内の交通事故発生件数等(P5)

区分	件数	死亡	負傷者	合計
年	(件)	(人)	(人)	(人)
H26年	225	1	254	255
H27年	218	2	242	244
H28年	191	1	228	229
H29年	204	0	224	224
H30年	185	0	206	206

表7 小金井市内の高齢者(65歳以上)、子ども(中学生以下)、二輪車、自転車の死傷者数と全死傷者数に対する割合(P5)

	高齢者		子ども		二輪車		自転車	
	死傷者(人)	%	死傷者(人)	%	死傷者(人)	%	死傷者(人)	%
H26年	31	12.2	14	5.5	26	10.2	81	31.8
H27年	31	12.7	16	6.6	34	13.9	77	31.6
H28年	30	13.1	17	7.4	28	12.2	86	37.6
H29年	42	18.8	14	6.3	34	15.2	86	38.4
H30年	38	18.4	19	9.2	23	11.2	94	45.6

表8 小金井市内の交通事故年齢別死傷者数(P5)

(単位:人)

平成27年	子ども			高校生	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60~64歳代	65歳以上	合計
	幼児	小学生	中学生									
死者	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2
負傷者	4	11	1	9	5	39	38	50	42	12	31	242
合計	4	11	1	9	5	40	38	50	43	12	31	244
平成28年	子ども			中学卒~19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60~64歳代	65歳以上	合計	
	幼児	小学生	中学生									
死者	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
負傷者	4	9	4	12	45	32	51	31	10	30	228	
合計	4	9	4	12	45	32	51	31	11	30	229	
平成29年	子ども			中学卒~19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60~64歳代	65歳以上	合計	
	幼児	小学生	中学生									
死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
負傷者	3	9	2	12	34	30	44	36	12	42	224	
合計	3	9	2	12	34	30	44	36	12	42	224	
平成30年	子ども			中学卒~19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60~64歳代	65歳以上	合計	
	幼児	小学生	中学生									
死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
負傷者	5	10	4	16	33	27	37	29	7	38	206	
合計	5	10	4	16	33	27	37	29	7	38	206	

表10 小金井市内の地域別交通事故発生件数(P6)

(単位:件)

地域	H17年	H22年	H27年	H28年	H29年	H30年
東町	40	29	18	18	19	15
梶野町	28	13	13	10	12	15
関野町	17	12	2	4	3	9
緑町	55	25	15	11	9	22
中町	48	23	12	14	16	11
前原町	89	71	46	39	43	33
本町	100	69	45	41	30	27
桜町	28	16	16	9	15	10
貫井北町	70	43	21	19	26	19
貫井南町	86	49	30	26	31	24
合計	561	350	218	191	204	185

資料2

表11 小金井市内の自転車関与事故件数(P9)

(単位:件)

	発生件数	自転車関与事故件数	自転車関与率(%)
平成26年	225	85	37.8
平成27年	218	84	38.5
平成28年	191	81	42.4
平成29年	204	90	44.1
平成30年	185	99	53.5

表12 小金井市内の自転車乗車中交通事故年齢別死傷者数

(単位:人)

平成27年	子ども			中学卒 ~24歳	25歳 ~39歳	40歳 ~64歳	65歳 ~74歳	75歳 以上	合計
	幼児	小学生	中学生						
死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
負傷者	1	7	0	23	15	21	5	5	77
平成28年	子ども			中学卒 ~24歳	25歳 ~39歳	40歳 ~64歳	65歳 ~74歳	75歳 以上	合計
	幼児	小学生	中学生						
死者	0	0	0	0	0	1	0	0	1
負傷者	3	6	4	13	14	28	9	8	85
平成29年	子ども			中学卒 ~24歳	25歳 ~39歳	40歳 ~64歳	65歳 ~74歳	75歳 以上	合計
	幼児	小学生	中学生						
死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
負傷者	0	5	2	19	10	32	9	9	86
平成30年	子ども			中学卒 ~24歳	25歳 ~39歳	40歳 ~64歳	65歳 ~74歳	75歳 以上	合計
	幼児	小学生	中学生						
死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
負傷者	3	3	3	20	19	24	9	13	94

表13 小金井市内の子ども(中学生以下)の交通事故状況別死傷者数(P11)

(単位:人)

状況 年	歩行中	自転車 運転中	その他	内 訳		
				死亡	負傷者	合計
H26年	6	4	4	0	14	14
H27年	6	8	2	0	16	16
H28年	2	9	6	0	17	17
H29年	5	7	2	0	14	14
H30年	10	9	0	0	19	19

表15 市内高齢者(65歳以上)交通事故状況別死傷者数(P12)

(単位:人)

状況 年	歩行中	自転車 運転中	その他	内 訳		
				死亡	負傷者	合計
H26年	12	7	12	1	30	31
H27年	7	10	14	0	31	31
H28年	8	17	5	0	30	30
H29年	7	18	17	0	42	42
H30年	7	22	9	0	38	38

平成 30 年度における交通安全教室の実施状況について

1 実施内容

スタントマンを活用した自転車安全教育及び警視庁小金井警察署による自転車の安全な乗り方教室

2 実施場所等

(1) 小金井市立小金井第一中学校校庭

ア 実施日時

平成 30 年 10 月 11 日 (木) 13:30～15:00

イ 受講者数

区 分	受講者数 (人)
生徒	420
教職員	30
保護者・地域の方等	8
交通安全推進協議会委員	2
合 計	460

(2) 小金井市立南中学校校庭

ア 実施日時

平成 30 年 10 月 26 日 (金) 13:30～15:00

イ 受講者数

区 分	受講者数 (人)
生徒	342
教職員	21
保護者・地域の方等	2
交通安全推進協議会委員	1
小金井市議会議員	6
合 計	372

平成30年10月11日（木） 小金井第一中学校校庭



平成30年10月26日（金） 南中学校校庭



○東京都小金井市交通安全推進協議会設置条例

昭和37年4月5日条例第16号

東京都小金井市交通安全推進協議会設置条例

(目的)

第1条 この条例は、市内における交道德の高揚と交通安全運動の推進ならびに交通環境の整備、改善および交通事故の防止を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため市長の附属機関として、小金井市交通安全推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 協議会は、市長の諮問に応じ、必要事項の調査および審議もしくは答申または建議を行なう。

(組織)

第4条 協議会に次の役職員を置く。

会長 1名

委員 19名以内

幹事および書記 若干名

(会長の選任および権限)

第5条 会長は、委員の互選による。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、または欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を行なう。

(委員)

第6条 委員は、市内の各官公庁の職員、市内公私立学校の教職員、民間団体の代表および学識経験者等の中から市長が委嘱する。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は委員の資格を失うものとする。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

(幹事および書記)

第8条 幹事および書記は、会長が委嘱する。

2 幹事および書記は、会長の命を受け、協議会の事務を処理する。

(招集)

第9条 協議会は、必要の都度会長が招集し、会長が議長となる。

(定足数および表決)

第10条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(報酬および費用弁償)

第11条 委員は、報酬および公務により出張したときは、費用弁償として旅費を受けることができる。

2 前項の報酬および費用弁償の額ならびに支給方法については、別に定める。

(補則)

第12条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営その他必要事項に関しては、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。